

平成27年2月10日

まちづくり委員会資料

平成27年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第23号

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

<資料>

- 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
趣旨及び改正概要
- 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照

<参考資料>

- 「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」等の改正概要

まちづくり局

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の 一部を改正する条例 趣旨及び改正概要

1 条例の趣旨

現行条例では、一定規模以上の特定用途の建築物（百貨店その他の店舗、事務所、倉庫等）に対して、荷さばき用駐車施設の附置義務を定めているが、共同住宅等については荷さばき用駐車施設の附置義務は定めていない。しかし、近年の各種宅配サービスの充実による宅配車両等の増加に伴い、共同住宅等においても荷さばきのための場所を確保する必要性が高まっている。

そのため、共同住宅等への荷さばきの用に供する場所の確保を誘導するため、荷さばきの用に供する場所を設けた場合に特定自動車用駐車施設の附置の特例を定めるものである。

2 改正概要

共同住宅等の用途に供する建築物又は当該建築物の敷地内に特定自動車用駐車施設を附置しなければならないものが、建築物及び建築物の敷地内に荷さばきの用に供することができる場所を設けたときには、特定自動車用駐車施設を2台附置したものとみなすことができる特例を定める。

- (1) 荷さばきの用に供することができる場所の規模は、幅3 m以上、奥行6 m以上、はり下の高さ3 m以上とする。
- (2) 荷さばきの用に供することができる場所は、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、常時出入りさせることができる箇所に設けられているものとする。

※特定自動車用駐車施設とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）以外の自動車の駐車のための施設（荷さばき用駐車施設を除く。）をいう。

3 施行期日

平成27年4月1日

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 平成4年12月24日条例第54号</p>	<p>○川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 平成4年12月24日条例第54号</p>
<p>第1条～第6条の2 略</p>	<p>第1条～第6条の2 略</p>
<p>第6条の2の2 第4条から前条までの規定により建築物 (その全部又は一部を共同住宅、長屋、寄宿舎又は下宿 の用途に供する物に限る。)又は当該建築物の敷地内に 特定自動車用駐車施設を附置しなければならない者が、 当該建築物又は当該建築物の敷地内に荷さばきの用に供 することができる場所を設けたときは、特定自動車用駐 車施設を2台附置したものとみなし、その台数(当該建 築物又は当該建築物の敷地内につき2台を限度とする。)は、第4条から前条までの規定により附置しなければ ならない特定自動車用駐車施設の台数に含めることが できる。</p>	<p>(新規)</p>
<p>第6条の3～第8条第2項 略</p>	<p>第6条の3～第8条第2項 略</p>
<p>(駐車のために供する部分の規模等)</p>	<p>(駐車のために供する部分の規模等)</p>
<p>第8条</p>	<p>第8条</p>
<p>3 第6条の2の2に規定する荷さばきの用に供すること ができる場所は、その規模を幅3メートル以上、奥行き 6メートル以上、はり下の高さ3メートル以上とし、自 動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさせること ができるものとし、並びに自動車を常時出入りさせること ができる箇所に設けなければならない。</p>	<p>(新規)</p>
<p>4 前2条の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に 附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設のうち 駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき 幅1メートル以上で奥行き2.3メートル以上とし、特 定自動二輪車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさ せることができるものとしなければならない。</p>	<p>3 前2条の規定により建築物又は当該建築物の敷地内に 附置しなければならない特定自動二輪車用駐車施設のうち 駐車の用に供する部分の規模は、駐車台数1台につき 幅1メートル以上で奥行き2.3メートル以上とし、特 定自動二輪車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさ せることができるものとしなければならない。</p>
<p>5 第1項及び前項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設 で、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさ せることができるものと市長が認めるものについては、 適用しない。</p>	<p>4 第1項及び前項の規定は、特殊の装置を用いる駐車施設 で、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、及び出入りさ せることができるものと市長が認めるものについては、 適用しない。</p>
<p>6 市長は、前各項に定めるもののほか、駐車施設の位置 、構造等について必要な技術基準を定めることができる 。</p>	<p>5 市長は、前各項に定めるもののほか、駐車施設の位置 、構造等について必要な技術基準を定めることができる 。</p>

「川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」等の改正概要

1. 現状・課題

- ① インターネットショッピング等による宅配需要の増加等に伴い、共同住宅では荷さばき車両の需要が一定程度見込まれるが、附置義務基準がないため、路上駐車を防止するための対策が必要である。
- ② 近年急速に普及しているカーシェアリング等の新たな自動車利用（駐車需要抑制の取組）に対し、現行条例では評価基準がない。
- ③ 少子高齢化の進展、若者の車離れや交通利便性の向上といった社会情勢の変化等に伴い、駐車需要と附置義務基準の乖離が生じている。（ワンルームマンション等の緩和は一部地域に限定）

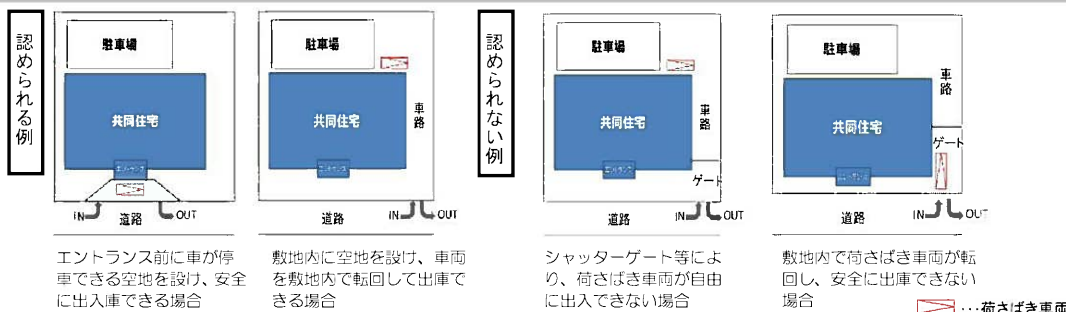
2. 共同住宅における荷さばき車両駐車場の設置を促進するための誘導基準の設置（条例改正）

改正案

- 1 敷地内に荷さばきの用に供することができる場所を設けたときは、**特定自動車用駐車施設を2台設置したものとみなす。**
- 2 荷さばきの用に供することができる場所の規模は、幅3m以上、奥行6m以上、はり下の高さ3m以上で、自動車を安全かつ円滑に駐車させ、常時出入りさせることができる箇所に設けられていること。

改正の考え方

- ・共同住宅は非特定用途（駐車需要を生じさせる程度が低い）であるため、附置義務を定めることは過大である。
- ・商業施設や事務所ビルなどと比べると、利用回数、利用時間、車両の大きさなどが限定的であるため、専用区画までは要しない。
- ・宅配便などの大型搬出入車両が周辺に路上駐車しないよう、敷地内に一般的な駐車施設以上の場所が確保されていれば対応できる。



3. カーシェアリングの駐車需要抑制の効果を評価し、共同住宅に導入した際の緩和規定の設置（運用基準改正）

改正案

カーシェアリング導入についての計画書を取りまとめ、事業の継続性が確認できた場合には、**附置義務対象を住戸数の4/5に緩和する。**

改正の考え方

- ・駐車需要の抑制効果が一定程度見込めるため、附置義務基準の緩和規定を運用基準に設ける。
- ・共同住宅の規模や立地等により継続性を踏まえた設置台数の検討や、カーシェアリング事業者が参入するなど、継続的なサービス提供が可能であることの確認が必要である。
- ・導入の効果や継続性等について、改正後に定期的な調査を行い、実態を把握する。

5. パブリックコメントの実施結果について

- ・実施期間 平成26年9月16日（火）～平成26年10月17日（金） 計32日間
- ・総意見数 5件
 - 内訳 3件 条例等の改正案の趣旨に沿ったものであり既に案に反映されている意見
 - 2件 その他の意見

4. 実態に即した附置義務基準の適正な基準の制定（運用基準改正）

改正案

- 1 一人世帯向け住宅に対する附置義務基準の緩和規定を**市内全域**に設ける。
- 2 **専有面積が36㎡未満**の住戸を緩和の対象とする。
- 3 附置義務対象を**住戸数の1/3**に緩和する。

現行基準と改正案の比較

事例	現行基準	改正後の基準
例：専有面積36㎡未満の住戸が90戸の一人世帯向けマンション	① 商業系用途地域・・・30台 緩和が適用可能な場合・・・15台 ② 住居・工業系用途地域・・・36台 緩和が適用可能な場合・・・18台 ③ 低層住居地域・・・45台 緩和が適用可能な場合・・・23台	①商業系用途地域・・・ 10台 ②住居・工業系用途地域・・・ 12台 ③低層住居地域・・・ 15台 緩和の適用により、利用実態に即した附置義務台数となる